

都計第1530号  
平成27年1月23日

一般社団法人北海道建設業協会 会長 様

北海道建設部まちづくり局都市計画課長

平成26年度屋外広告物講習会の開催について

屋外広告物行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、道では、北海道屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を図ることを目的に必要な規制や誘導を行っております。

例年、本条例に基づき屋外広告業を営もうとする方などを対象として、屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得していただくため、屋外広告物講習会を開催しているところですが、本年度も次のとおり開催することとしました。

つきましては、講習会の開催について、貴団体の会員の皆様へ周知くださるようお願い申し上げます。

記

1 日 時

平成27年3月13日（金）9時30分～17時40分

2 場 所

札幌市教育文化会館（札幌市中央区北1条西13丁目）

3 開催方法

札幌市と共催で実施

4 申込期間

平成27年2月13日（金）～3月6日（金）

5 開催案内

別添「平成26年度 屋外広告物講習会のご案内」のとおり

受講申込書は、道又は札幌市のホームページからダウンロードもできますのでご利用願います。

【北海道 URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/okugai-koushuukai.htm>

【札幌市 URL】 <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/kosyukaikaisai.html>

基本計画景観グループ 主査（広告）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL:011-231-4111（内線 29-827）

FAX:011-232-1147



# 平成26年度 屋外広告物講習会のご案内

「屋外広告物講習会」は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的に、都道府県、指定都市、中核市が実施（北海道と札幌市は昭和56年度から共催で毎年実施）しています。

※ 平成18年4月からは、屋外広告業を営む場合は、屋外広告物条例に基づき登録が必要になるとともに、各営業所に「業務主任者」を置かなくてはなりません。  
本講習会の修了者は、この「業務主任者」になることができます。

今回の開催内容については、次のとおりです。

- 開催日時** 平成27年3月13日（金） 9：30～17：40
- 会場** 札幌市教育文化会館 4F 講堂  
（札幌市中央区北1条西13丁目 TEL011-271-5821）
- 受講資格** 特にありません。  
ただし、一定の資格を有する方は、講習会科目（屋外広告物の施工に関すること）の一部免除が受けられます。（裏面参照）
- 講習科目及び日程**

8：30	札幌市教育文化会館の開館
9：10～	9：30 講習会の受付
9：30～	12：00 屋外広告物の施工に関すること
12：40～	13：00 受付（※一部免除申請をした方）
13：00～	15：20 屋外広告物に関する法令等（休憩時間含む）
15：20～	17：20 屋外広告物の表示方法に関すること
17：20～	17：40 修了証書の交付

\* 講習会終了（17:40）まで修了証書は交付できませんので、交通機関等余裕をみて受講ください。

## 5 申込方法

北海道又は札幌市のいずれかに申し込んでください。

※ 北海道と札幌市の申込書様式、提出書類、受講料の納入方法は異なるので注意してください。

※ 北海道、札幌市いずれに申し込まれても、受講修了者としての取扱いは同様です。

	北海道	札幌市
受付期間	平成27年2月13日（金）～3月6日（金） （郵送可。ただし、郵送の場合は、3月6日（金）必着のこと）	
定員	150名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）	
提出書類	○屋外広告物講習会受講申込書 〔縦4cm×横3cmで申し込み前6か月以内に、無帽正面上半身を撮影した写真を貼付したもの〕 ○住民票の写し（3か月以内発行の原本、本籍地の記載あるもの） ※ 必要に応じ ○屋外広告物講習会一部免除申請書 ○免除事由に該当することを証する書面の写し	○屋外広告物講習会受講申込書 〔縦4cm×横3cmで申し込み前6か月以内に、無帽正面上半身を撮影した写真を貼付したもの〕 ○住民票の写し（3か月以内発行の原本、本籍地の記載あるもの） ※ 必要に応じ ○免除事由に該当することを証する書面の写し
受講手数料	3,000円	
納入方法	受講申込の際に、「 <u>北海道収入証紙</u> 」により納付してください。（要消印）	講習会当日、受付の際に「 <u>現金</u> 」で納付してください。
提出先	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 建設部まちづくり局都市計画課 TEL 011-231-4111 内線 29-827	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 建設局総務部道路管理課 TEL 011-211-2452（直通）

## 6 当日の注意事項

「屋外広告の知識」〈第4次改訂版〉(株ぎょうせい発行)をテキストとして使用しますので、ご持参ください。  
なお、当日講習会会場でも販売いたします。(全3巻 定価：7,200円(税込み))

## 7 講習科目の一部免除対象者

### 【北海道・札幌市共通】

- ・ 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する方
- ・ 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する電気主任技術者免状(第1種、第2種及び第3種)の交付を受けている方
- ・ 職業能力開発促進法に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した方
- ・ 電気工事士法第3条に規定する第1種電気工事士又は第2種電気工事士の資格を有する方

### 【札幌市のみ】

- ・ 電気工事士法第3条に規定する特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の方

## 8 その他

本講習会の受講だけでは、必ずしも条例に基づく有資格管理者にはなりません。

有資格管理者の資格

### 【北海道・札幌市共通】

- ・ 屋外広告士
- ・ 1級広告美術仕上げ技能士
- ・ 建築士(1級又は2級)で屋外広告物講習会を修了したもの
- ・ ネオン工事に係る特種電気工事者資格認定証の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
- ・ 電気主任技術者免状(第1種、第2種、第3種)の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの

### 【北海道のみ】

- ・ 登録を受けた屋外広告業者がその営業所ごとに置く講習会修了者等

## 9 講習会場のご案内



講習会場：札幌市教育文化会館(札幌市中央区北1条西13丁目 TEL011-271-5821)

《交通機関》 ● 地下鉄/東西線西11丁目駅(1番出口)から徒歩5分

● JRバス・中央バス/「北1条西12丁目」(旧厚生年金会館前)から徒歩1分

● 市電/「西15丁目」から徒歩10分 \* 自家用車での来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。

## 10 問い合わせ先

《申込書の請求先》

【北海道】建設部まちづくり局都市計画課又は各総合振興局(振興局)建設指導課主査(まちづくり)

【札幌市】建設局総務部道路管理課又は各区土木センター維持管理課

【その他】〒060-0061 札幌市中央区南1条西17丁目 白樺ビル5F

一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会 TEL. 011-621-2393

なお、受講申込書の郵送を希望する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書用紙請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(82円切手を貼ったもの)を同封して請求してください。

《講習会の内容に関するお問い合わせ先》(連絡先は表面「申請書の提出先」と同じ)

【北海道】建設部まちづくり局都市計画課

【札幌市】建設局総務部道路管理課